お客さま各位

２０２５年１２月
瀧野川信用金庫

「貸金庫規定」の改定について

当金庫は、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正により、下記のとおり貸金庫規定を改定いたします。

改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

１．　改定日
　　２０２６年１月１日（木）

２．　改定となる規定
　（１）　貸金庫規定
　（２）　自動貸金庫規定

３．　主な改定内容
　（１）　貸金庫内に格納できないものに現金(外国通貨も含む)を追加
　（２）　貸金庫の「利用目的」(適切にご利用いただいていること)を書面で申告していただくことを追加
　（３）　当金庫による契約の解約事由を追加
　　※規定改定の詳細は、別紙「新旧対照表」を参照ください。

４．　上記３．（２）に記載されている書面につきましては、貸金庫をご利用いただいているお客さま宛に、規定とともに２０２６年１月以降、順次ご登録住所に郵送いたしますので、ご返信をお願いいたします。

以上